別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

5．その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十三号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第三十五条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記載し、被審人又はその代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第四十一条第三項中「署名押印させ」を「署名させ」に改める。

別紙様式（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意一般的事項(1)中「記載した上、押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(2)中「記載した上、代表者印を押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(3)中「記載した上、本人の押印に代えて代理人が押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項に次のように加える。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（実務補習規則の一部改正）

第三十六条　実務補習規則（平成十七年内閣府令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

3　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名をこの申請書の氏名を記載する欄並びに代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者の名簿に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「印」を削り、同様式注意事項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三十七条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号ハ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第三号ハ及び第九号イ(2)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十条第一項第一号ロ、第三号ハ(3)及び第九号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　旧氏及び名を、氏名に併せて法第三十二条第一項の対象議決権保有届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百八条の二十第四号、第二百八条の二十二第二号ハ(3)、第二百二十一条第七号、第二百二十二条第三号ロ(3)及び第七号ロ(3)、第二百三十二条の五第七号、第二百三十二条の七第三号ロ(3)及び第七号ロ(3)並びに第二百三十八条の二第一項第一号ハ及び第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百三十九条第二項第一号ロ及び第三号ロ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　第二百三十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合　新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百四十一条第二項第一号ニ及び第二号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百五十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百六十条第一号ハ及び第二号ハ並びに第二百六十三条第一項第二号及び第三号ロ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百九十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第三百条第一項第二号ハ、第三号ハ及び第四号ハ、第三百四条第二号ハ(3)、第三号ハ及び第六号ハ、第三百二十九条第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三百三十四条第一項第一号ロ、第三号ハ(3)及び第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。

（注意事項）

1　法第31条第4項の変更登録を受けようとする場合にあっては、「財務（支）局長」に代えて変更登録の申請を行う金融商品取引業者の所管金融庁長官等の名称を記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第29条の2」とあるのは「第31条第4項」と、「同法第29条の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。

2　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面注意事項3(4)及び第4面から第6面までの注意事項中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。